

八 その他運営に関する重要な事項

(定員の遵守)

第一百五十五条の二十二 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあつては第一百五十五条の十一に、それ以外の部分にあつては第一百五十四条に定めるところによる。

(準用)

第一百五十五条の二十三 第百四十四条、第一百四十七条から第一百四十九条まで、第一百五十四条の二及び第一百五十五条の規定は、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第一百五十四条の二第二項第二号中「次条」とあるのは、「第一百五十五条の二十三において準用する第一百五十五条」と、同項第三号中「第一百四十六条第五項」とあるのは、「第一百四十六条规定する運営規程」と、「第一百五十五条及び第一百五十五条の六第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは、「第一百五十五条の二十三において準用する第一百五十五条」と、第一百五十五条中「第一百三十七条」とあるのは、「第一百三十七条に規定する運営規程」と、「第一百五十三条」とあるのは、「第一百五十五条の二十一に規定する重要な事項に関する規程」と読み替えるものとする。

| ○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号） | |
|--|--------------|
| (第二条関係) | |
| 改 正 案 | 現 行 |
| (設備) | (傍線の部分は改正部分) |

| 目次 | 目次 |
|---|---|
| 第一章～第四章 (略) | 第一章～第四章 (略) |
| 第五章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 | 第五章 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 |
| 第六章 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 | 第六章 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 |
| 附則 | 附則 |
| (利用料等の受領) | (利用料等の受領) |
| 第三条 (略) | 第三条 (略) |
| 2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の待遇に支障がない場合は、この限りでない。 | 2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の待遇に支障がない場合は、この限りでない。 |
| (利用料等の受領) | (利用料等の受領) |
| 第九条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービス（法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費（同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）に該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設 | 第九条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービス（法第四十八条第五項の規定により施設介護サービス費（同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入所者に代わり当該介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）に該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて同条第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施 |

サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

（略）

3 2
指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

（基本方針）

第三十九条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅

（基本方針）

第三十九条 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、そ

設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。）及び同項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。）の合計額（以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

（略）

3 2
指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

二 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

三 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

四 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

五 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

六 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

七 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

八 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

九 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

十 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

十一 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

十二 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

十三 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

十四 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

十五 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

十六 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

十七 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

十八 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

十九 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

二十 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

二十一 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

二十二 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

二十三 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

二十四 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な

四 居室の提供を行なったことに伴い必要となる費用
厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が運営する食事の提供を行なったことに伴い必要となる費用

五| 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要とな

- 1

労働大臣が定めるところによるものとする。
ユニット型指定介護老人福祉施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第四十二条(略)

ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

スの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

ユニット型指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

ユニット型指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

(介
說)

ユニット型指令

る家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持つて行うよう適切に支援しなければならない。

ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもつて入浴の機会の提供に代えることができる。

ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならぬ。

商力

ユニット型指定介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

一 入居者が選定する特別な食事の提供を行つたことに伴い必要となる費用
二 ユニットの運営を行ふことに伴い必要となる費用（所得の状

況その他の事情をしん酌して厚生労働大臣が定める者について
は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額を控除した額
とする。)

四 理美容代

前三号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにお
いて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要とな
るものに係る費用であつて、その入居者に負担させることが適
当と認められるもの

三 理美容代

四 前三号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

明を行

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）
第四十二条（略）
（略）
小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護
福祉施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し
、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行
わなければならない。
小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設

サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

卷之三

乙 小規模生活單位

4 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざ
るの役割を持つて行うよう適切に支援しなければならない。

3 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもつて入浴の機会の提供に代えることができる。

二
九

小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののはか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

護職員を介護に従事させなければならない。

第四十四条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第四十五条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならぬ。

ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるように時間を確保しなければならない。

ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第四十六条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

ユニット型指定介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

第四十七条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるように、從業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

一一八 (略)

(運営規程)

第四十六条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

一一九 (略)

(勤務体制の確保等)

第四十七条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対するサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、從業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第四十八条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

第四十四条 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第四十五条 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるように必要な時間を確保しなければならない。

小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第四十五条 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第四十六条 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

4 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者の機会を確保するよう努めなければならない。

一一八 (略)

(運営規程)

第四十六条 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

4 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者の機会を確保するよう努めなければならない。

一一九 (略)

(勤務体制の確保等)

第四十七条 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者に対するサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、從業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第四十八条 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（準四）

第四十九条 第四条から第八条まで、第十一条、第十二条、第十五条
、第十七条から第二十二条の二まで及び第二十六条から第三十七条
までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用
する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条に規定す
る運営規程」とあるのは「第四十六条に規定する重要事項に関する
規程」と、第二十二条第二項中「この章」とあるのは「第五章
第三節」と、第三十七条第二項第二号中「第八条第二項」とある
のは「第四十九条において準用する第八条第二項」と、第二十二条
条の二中「第十二条」とあるのは「第四十九条において準用する
第十二条」と、第二十二条の二第五号及び第三十七条第二項第三
号中「第十一条第五項」とあるのは「第四十二条第七項」と、第
三十七条第二項第四号中「第二十条」とあるのは「第四十九条に
おいて準用する第二十条」と、第二十二条の二第六号及び第三十
七条第二項第五号中「第三十三条第二項」とあるのは「第四十九
条において準用する第三十三条第二項」と、第二十二条の二第七
号及び第三十七条第二項第六号中「第三十五条第二項」とあるの
は「第四十九条において準用する第三十五条第二項」と読み替え
るものとする。

第六章 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並

ひに設備及び運営に関する基準

第一章、第三章及び第四章の規定にかかわらず、
一部

ニシット型指定介護老人福祉施設（施設の一部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第五十一条 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針は、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあっては第三十九条に、それ以外の部分にあつては第一条に定めるところによる。

五十二

ツト部分にあつては第四十条に、それ以外の部分にあつては第三条に定めるところによる。ただし、浴室及び医務室については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもつて、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第五十四条 一部ニシト委指定介護老人福祉施設の指定介護福祉施設サービスの取扱方針は、ニシト部分にあつては第四十二条に、それ以外の部分にあつては第十一条に定めるところによる。

(介護)

第五十五条 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の介護は、ユニ

一
準用

第四十九条 第四条から第八条まで、第十一条、第十二条、第十五条
、第十七条から第二十二条の二まで及び第二十六条から第三十七条
までの規定は、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設につい
て準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条」
とあるのは、「第四十六条」と、第二十二条第二項中「この章」と
あるのは、「第五章第三節」と、第二十二条の二中「第十二条」と
あるのは、「第四十九条において準用する第十二条」と、第二十二
条の二第五号及び第三十七条第二項第三号中「第十一条第五項」
とあるのは、「第四十二条第七項」と、第三十七条第二項第四号中
「第二十条」とあるのは、「第四十九条において準用する第二十条」と
、第二十二条の二第六号及び第三十七条第二項第五号中「第
三十三条第二項」とあるのは、「第四十九条において準用する第三
十三条第一項」と、第二十二条の二第七号及び第三十七条第二項
第六号中「第三十五条第二項」とあるのは、「第四十九条において
準用する第三十五条第二項」と読み替えるものとする。

第六章 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の基本

(この章の趣旨)
第五十条 第一章、第三章及び第四章の規定にかかわらず、一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設（施設の一部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)
第五十一条 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の基本方針は、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあっては第三十九条に、それ以外の部分にあっては第一条に定めるところによる。

五十二条

、ユニット部分にあつては第四十条に、それ以外の部分にあつては第三条に定めるところによる。ただし、浴室及び医務室については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもつて、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

(利用料等の受領)

第五十三条 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第四十一条に、それ以外の部分にあつては第九条に定めるところによる。

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第五十四条 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の指定介護福祉施設サービスの取扱方針は、ユニット部分にあっては第十四条に、それ以外の部分にあっては第十二条に定めるところによる。

介護

第五十五条 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の介護は

ソト部分にあつては第四十三条に、それ以外の部分にあつては第十三条に定めるところによる。

、ユニット部分にあつては第四十三条では第十三条に定めるところによる。

(食事)

第五十六条 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の食事は、ユニット部分にあっては第四十四条に、それ以外の部分にあっては第十四条に定めるところによる。

（社会生活上の便宜の提供等）
五十七条 一部ユニット型指

第五十七条 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の社会生活上の便宜の提供等は、ユニット部分にあっては第四十五条に、それ以外の部分にあっては第十六条に定めるところによる。

五十八条

九

(勤務体制の確保等)
第五十九条 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の勤務体制の確
保等は、ユニット部分にあっては第四十七条に、それ以外の部分
にあっては第二十四条に定めるところによる。

六十條

第二十

第六十一条 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の定員の遵守は、ユニット部分にあっては第四十八条に、それ以外の部分にあっては第二十五条に定めるところによる。

第六十一条 第四条から第八条まで、第十条、第十二条、第十五条、第十七条から第二十二条の二まで及び第二十六条から第三十七条までの規定は、「一部ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条に規定する運営規程」とあるのは「第五十八条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十二条第二項中「この章」とあるのは「第六章第三节」と、第三十七条第二項第二号中「第八条第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第八条第二項」と、第二十二条の二中「第十二条」とあるのは「第六十一条において準用する第十二条」と、第二十二条第二項中「第五号及び第三十七条第二項」とあるのは「第十一号第五項」とあるのは「第十一号第五項及び第三号中「第十一号第五項」とあるのは「第十一号第五項及び第十二号第七項」と、第三十七条第二項第四号中「第二十条」とあるのは「第六十一条において準用する第二十条」と、第二十二条第二項中「第五号」中「第三十三号第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第三十三号第二項」と、第二十二条の二第七号及び第三十七条第二項第六号中「第三十三号第二項」とあるのは「第六十一条において準用する第三十三号第二項」と読み替えるものとする。

第五十六

第五十六条 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の食事は、ユニット部分にあつては第四十四条に、それ以外の部分にあつては第十四条に定めるところによる。

第五十七条 一部小規模生活單

第五十七条 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の社会生活上の便宜の提供等は、ユニット部分にあっては第四十五条に、それ以外の部分にあっては第十六条に定めるところによる。

第五十八條

一九(略)

(勤務体制の確保等)
第五十九条 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあっては第四十七条に、それ以外の部分にあっては第二十四条に定めるところによる。

六十条 一部

三二

第六十一条 第四条から第八条まで、第十一条第十二条第十五条から第三十七条まで、第十七条から第二十二条の二まで及び第二十六条から第三十七条までの規定は、「一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条」とあるのは「第五十八条」と、第二十二条第二項中「この章」とあるのは「第四章及び第五章第三節」と、第二十二条の二中「第十二条」とあるのは「第十二条（第四十九条において準用する場合を含む。）」と、第二十二条第五号及び第三十七条第二項第三号中「第十一條第五項」とあるのは「第十一條第五項及び第四十二条第七項」と、第三十七条第二項第四号中「第二十条」とあるのは「第二十条（第四十九条において準用する場合を含む。）」と、第二十二条の二第六号及び第三十七条第二項第五号中「第三十三条第二項」とあるのは「第三十三条第二項（第四十九条において準用する場合を含む。）」と、第二十二条の二第七号及び第三十七条第二項第六号中「第三十五条第二項」とあるのは「第三十五条第二項（第四十九条において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。